

## 春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、産業部門及び業務その他部門の脱炭素化を促進するとともに、エネルギーの効率利用や地域のエネルギーレジリエンスの強化を図るため、自らの事業所に太陽光発電設備又は蓄電池を導入する者に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号制定）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号制定。以下「国実施要領」という。）、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等の装置の総体をいう。
- (2) 蓄電池 太陽光発電設備により発電した電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電力を活用することができる定置型の設備（停電時のみに利用する非常用予備電源は除く。）をいう。
- (3) PPA エネルギーサービスプロバイダ等が設置した太陽光発電設備又は蓄電池で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態をいう。
- (4) リース 太陽光発電設備又は蓄電池の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約形態をいう。
- (5) リース事業者 太陽光発電設備又は蓄電池の設置をリースにより行う事業者をいう。
- (6) PPA事業者 太陽光発電設備又は蓄電池の設置をPPAにより行う事業者をいう。
- (7) 重点区域 太陽光発電設備又は蓄電池の設置を促進する区域として別表第1に掲げるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、春日部市（以下「市」という。）内にある自らの事業所において、導入しようとする補助対象設備の種類ごとに別表第2に掲げる要件を満たす補助対象設備を導入する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象設備について、この要綱による補助金若しくは市の他の補助金又は国庫補助金を原資とする他の補助金等の交付を既に受けているとき、又は受けようとするときは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内にある自らの事業所において、前条に規定する補助対象事業を実施する民間事業者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として若しくは実質的に経営に関与している事業者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有している事業者でないこと。

(2) 市税の滞納がないこと。

2 PPAにより補助対象設備を導入する場合には、補助対象者とPPA事業者が共同で補助対象事業を行うものとし、PPA事業者に補助金を交付するものとする。

3 リースにより補助対象設備を導入する場合には、補助対象者とリース事業者が共同で補助対象事業を行うものとし、リース事業者に補助金を交付するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表第3に掲げる経費とする。

2 前項の経費の算出に当たっては、埼玉県が実施主体の補助金の交付を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額を控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第4により算出した額以内の額とし、かつ、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度市長が定める日から12月28日（12月28日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までの間で、かつ、補助対象設備の設置工事予定日の前日までに、春日部市企業等における太陽光

発電設備・蓄電池設置補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。ただし、補助対象者が営む事業の性質上、該当する書類が存在しない場合については、この限りではない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 事業計画書（様式第3号）

(3) 補助対象事業に係る見積書及びその内訳の写し

(4) 補助対象設備の仕様が分かる書類

(5) 前年度の市税の納税状況が分かる書類の写し（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）

(6) 補助対象設備に係る電力の発電量及び消費量の計画書

(7) 契約書(案)と補助金額相当分がサービス料金又はリース料金から控除されることを証明できる書類（補助対象設備をP P A又はリースにより設置する場合）

(8) 春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付要綱実施要領（以下「実施要領」という。）に定める内容が分かる書類

(9) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査に関する事項及び交付決定に関する基準は実施要領に定める。

（補助金の交付決定に関する条件）

第9条 市長は、本事業の目的を達成するため、前条第1項の規定による補助金の交付決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象設備の稼働後1年間の実績を春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金事業導入効果報告書（様式第5号）により報告すること。

(2) 補助対象事業の効果測定等に関する報告及び資料提供、市による現地確認及び広報活動等の補助対象設備の普及に資する取組に協力すること。

2 前項に定めるもののほか、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（事業の開始）

第10条 第8条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」と

いう。)は、速やかに当該補助対象事業に着手しなければならない。

2 前項に規定する補助対象事業の着手については、補助対象事業に係る契約の締結をいう。

3 補助事業者は、補助対象事業に着手した場合には、速やかにその旨を春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金事業着手届(様式第6号)により市長に通知しなければならない。

(申請内容の変更)

第11条 補助事業者が、補助対象事業の内容の変更、又は補助対象事業の廃止について市長の承認を得ようとする場合は、春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金事業変更(廃止)承認申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付決定通知書の写し

(2) 第7条第2項各号に掲げる書類のうち、変更に係るもの

(3) 変更後の事業計画書

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

(1) 補助対象経費の増減が20%以内、かつ、第6条に定める補助金の額の変更を伴わないもの

(2) 変更内容が交付目的に反せず、かつ、大幅な変更でないもの

(変更等の承認)

第12条 市長は、前条の変更等の申請があつたときは、申請の内容を審査し、その結果を春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金事業変更(廃止)承認等通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、変更等の承認をする場合は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金実績報告書(様式第9号)を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し(P P A又はリースの場合を除く。)

(2) 補助対象事業に係る支出を証する書類及びその内訳が分かる書類の写し

(3) 電力の接続契約書及び売電契約書等の写し

(4) 補助対象設備の保証書の写し

- (5) 補助対象設備の設置後のカラー写真（補助対象設備の設置状況が確認できるもの）
- (6) 補助対象設備をP P A又はリースにより設置した場合は、P P A契約書又はリース契約書の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 補助対象事業の完了の日は、次のとおりとする。

- (1) P P A又はリースの場合 設備の設置工事の完了した日
- (2) 前号以外の場合 設備の設置工事の完了及び補助対象経費全額の支出が完了した日

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日の後、速やかに、かつ補助金の交付決定を受けた年度内の別に定める日までとする。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助金の交付の請求は、春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付請求書（様式第11号）によるものとする。

（交付の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定又は法令等に違反する行為があったとき。

2 前項の規定による補助金の交付取消の通知は、春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付取消通知書（様式第12号）によるものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金返還命令書（様式第13号）により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条 補助事業者は、第16条の規定による補助金の交付決定の取消により前条の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日

までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。
- 5 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 補助事業者は、前項の免除を受けようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。  
(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助対象設備について、法定耐用年数を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし又は担保に供すること（以下「処分」という。）をしてはならない。

- 2 補助事業者は、法定耐用年数の期間内に補助対象設備を処分する必要があるときは、あらかじめ春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 市長は、前項に規定する承認の申請があったときは、その内容を審査し、春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池処分承認（不承認）通知書（様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。  
(書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等についての帳簿及び証拠書類並びに太陽光発電設備による発電量及びそのうちの自家消費量又は売電量が分かる資料を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿、証拠書類及び資料は、法定耐用年数が経過するまでの間、保管し

なければならない。

(効果の把握及び公表)

第21条 市長は、第13条第1項の規定による報告の内容及び補助対象事業の効果を確認するため、補助事業者に対し、検針票の写しその他必要な書類等の提出を求めることができる。

2 市長は、第13条第1項の規定による補助事業者からの報告を踏まえ、インターネットの利用その他の方法により補助対象事業の効果等を公表することができる。

3 市長は、補助対象事業に関し必要があると認められるときは、補助事業者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち会わせ、又は職員にその事業所等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の見直し)

2 市長は、補助金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて令和14年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

別表第1（第2条関係）

区域
<p>ア 春日部市粕壁、八木崎町、粕壁一丁目～四丁目、粕壁東一丁目～粕壁東三丁目、中央一丁目～七丁目、南一丁目、梅田本町二丁目、梅田三丁目及び栄町三丁目</p> <p>イ 北春日部駅周辺地区土地区画整理事業の対象区域</p>

別表第2（第3条関係）

補助対象設備の種類	要件
太陽光発電設備	<p>次の要件のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 未使用であるもの</p> <p>イ 商用化され、導入実績があるもの</p> <p>ウ 国実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の2. 交付対象事業の内容ア（ア）の表の交付要件を満たすもの</p>
蓄電池（太陽光発電設備（FIT・FIP制度の認定を取得しないもの）と一体的に導入するもの）	<p>次の要件のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 未使用であるもの</p> <p>イ 商品化され、導入実績があるもの</p> <p>ウ 国実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の2. 交付対象事業の内容ア（イ）の表の交付要件を満たすもの</p>

対象設備に係るその他の要件

- ・対象設備の取得により温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

別表第3（第5条関係）

経費区分	費目	細分	補助対象経費
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費（運搬費、保管料を含む）
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であり、次の費用 ①機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
	付帯工事費		本工事に付随する直接必要な工事に要する経費（必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定したもの）
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工食用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費	
測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費（P P Aやリース等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含む。）

※ 以下の経費は、補助対象経費の対象外とする。

- ・ 工事費、設備費、業務費に係る消費税及び地方消費税相当額
- ・ 補助申請手続き代行費
- ・ 金融機関等に対する振込手数料
- ・ 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は補助対象事業

以外においても使用することを目的としたものに要する経費

・土地の取得及び賃借（一時的であって補助対象設備工事の請負業者が施工上直接必要な賃借は除く。）に係る経費

・見積書において、諸経費としている経費（補助対象経費とする場合には、必ず経費を明確に区分して上述の補助対象経費に該当する経費のみ計上すること。）

※ 補助対象事業以外の設備と同時に設置する場合、工事費などは切り分けて、補助対象事業に係る部分のみを経費に算入すること。

※ 補助対象外の機器と共用となる場合は、補助対象部分を明確に区分できなければ対象外とする。

#### 別表第4（第6条関係）

補助対象設備の種類	補助金の額
太陽光発電設備	太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう）の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値（小数点以下は切り捨てる）に5万円を乗じた額
蓄電池（太陽光発電設備（FIT・FIP制度の認定を取得しないもの）と一体的に導入するもの）	5万円／kWh（千円未満は切り捨てる） （「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値を用いる） ただし、上限額は100万円又は補助対象経費の1／3のいずれか低い額までとする。

※ 上表に定める金額にかかわらず、審査の結果による金額となる場合がある。